

2015 年度冬版 L2-Tech 認証 実施要領

1. 事業の目的

「地球一個分」という環境制約の下、大量生産・大量消費型の社会から脱却し、2050 年までに 80%の温室効果ガス排出削減を実現するためには、エネルギー起源二酸化炭素の排出が極めて少ない大胆な低炭素技術の普及・導入を進める必要があります。

本事業では、先導的(Leading)な低炭素技術(Low-carbon Technology) = L2-Tech (エルツーテック)をあらゆる部門において分野別にリスト化・発信し、技術を導入する際の参考として頂くことを通じて、当該技術の普及の強力な推進を目的とするものです。

2. 事業内容

(1) 事業の概要

日本法人が製造または販売する製品のうち、「2015 年度冬版 L2-Tech 水準表」に示す「L2-Tech の水準」を満たすものについて、本制度において設置する審査・認証検討委員会の審査結果に基づき、環境省が認証します。

認証された製品は、「エネルギー消費量削減・二酸化炭素排出削減のための先導的な設備・機器等のうち、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらすもの」として、環境省が情報発信することにより、普及を強力に推進していきます。また、一部の設備・機器等について認証された製品の環境省事業での活用を検討しています。

(2) 募集対象製品

次の全てを満たす製品を審査の対象とします。公募期間外に申請されたものについては、本認証の対象外とします。

- ① 「2015 年度冬版 L2-Tech 水準表」に掲載されている設備・機器等に該当する製品
- ② 発売済または 2016 年 3 月 10 日までに発売予定の製品
- ③ 国内で製造または販売している製品

(3) 募集対象事業者

対象設備・機器等を製造または販売している日本法人

3. L2-Tech 製品の認証

(1) 審査・認証方法

一般公募により申請者を募集します。申請された製品に対して、審査・認証検討委員会で審査を行い、その結果に基づき環境省が認証製品として公表します。

審査は、原則として提出された申請書に基づく書面審査及びヒアリング審査を実施します。

(2) 審査項目

提出された申請書の内容について、審査・認証検討委員会による審査を行い、主に以下の項目に基づき総合的に適当と認められたものについて、環境省が認証を行います。

- ① 国内で製造または販売している製品であること。
- ② 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であること。
- ③ 「2015 年度冬版 L2-Tech 水準表」に掲載されている設備・機器等に該当する製品であること。
- ④ 申請された製品の性能が上記の「L2-Tech 水準」以上であり、以下のいずれかにより根拠を示すことができること。
 - ・ L2-Tech 水準表の「指標」に記載されている「計算方法」、「試験条件」に準拠していることが明記されているカタログ等、企業が広く公表している書類・Web ページ
 - ・ 既存制度（環境省環境技術実証事業、Energy Star）における認証・実証の根拠書類

(3) 審査・認証結果の通知

認否に関わらず、認証結果通知書を申請者に送付します。否認の場合は、理由を付して通知します。

(4) 認証時期による識別

認証された製品には審査時点の L2-Tech 水準が識別可能な認証が付与されます。

今回認証された製品は、“L2-Tech 2015 年度冬”として認証され、継続的に使用することが可能です。

4. 公募案内

(1) 申請書類の提出期間

平成 28 年 1 月 15 日(金)～2 月 12 日(金)午後 5 時必着とします。

(2) 申請書類の提出先・問合せ先

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社
パブリックセクター(担当:村上・山田・伊原・石津)
「平成 27 年度 L2-Tech 制度・システム等構築支援業務係」
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-4334-8930 E-mail:l2-tech@tohatsu.co.jp

※公募開始の平成 28 年 1 月 15 日(金)以降に、別添「資料 1 : 2015 年度冬版 L2-Tech 認証 申請書」に必要事項を記入、押印の上、必要書類とともに Excel・PDF 等で電子化し下記提出先に電子メールで送信してください。(提出書類において、電子化が困難な資料等を含む場合は、個別に事務局までご相談ください。)

(3) 提出書類

申請者は以下の書類を申請受付期間中に提出してください。原則として一度提出された書類の変更は受け付けません。提出書類は、審査のみに使用します。

<提出書類>

① 申請書

② 発売済であることまたは発売予定日(3月10日までに発売)を確認できる資料
カタログ等、企業が広く公表している資料・Web ページ(③と併用可能)

※ 発売予定の製品など、カタログ等がまだ存在しない場合は、申請書別紙の所定の欄に必要項目を記載の上、提出

③ 原理・しくみを確認できる資料

仕様書・パンフレット等、L2-Tech 水準表の「区分」や「原理・しくみ」を確認・判別可能なもの

④ 性能値の根拠書類(以下のいずれか)

イ) L2-Tech 水準表の「指標」に記載されている計算方法、試験条件に準拠していることが明記されているカタログ等、企業が広く公表している資料・Web ページ
ただし、L2-Tech 水準表の「L2-Tech 水準」に“*”が付与されているクラスは、計算方法、試験条件が準拠した試験結果報告書(品質管理担当者等の押印または記名有)も可

ロ) 既存制度に提示した効率性能の根拠書類

- ・環境省環境技術実証事業
- ・Energy Star

※ 上記資料作成にあたっては、各作成ガイドを参照してください。

※ 根拠資料の記載内容に虚偽が判明した場合は、「L2-Tech 認証制度 実施規則」に基づき、認証の取消等を行います。

5. 留意事項等

(1) 公表

認証対象設備・機器等については、環境省ホームページにおいて、上記4.(3)「①申請書」の記載内容を公表します。また、併せて記者発表を行う場合があります。なお、当該事業者の財産管理上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある情報については、原則公表しません。

(2) 「L2-Tech」の名称の使用等に当たっての遵守事項

今回認証される製品は、「L2-Tech 認証制度 実施規則」の遵守事項が適用されますので、ご注意ください。

(3) 認証の取消等

次のいずれかに該当する場合には、当該製品に対し、認証の取消し、「L2-Tech」の名称の使用または認証製品の公表の中止を行うことがあります。

- ① 上記(2)で定める運営規則を遵守しない者に対し、注意喚起を行っているにもかかわらず、改善が見られない場合
- ② 申請内容の虚偽、その他法令等に違反したことが判明した場合
- ③ 重大な公序良俗違反、その他のL2-Tech認証制度の信用を損ねる恐れのある行為が認められた場合

(4) 情報の取扱いについて

提出された申請書類は機密情報として取扱い、本審査・認証関係者以外への開示は行いません。